

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、**職務著作**と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部长X」との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Xが所属する会社名を表示するにすぎないものであって、会社の著作名義に結び付かない。

講習資料集として、**工業会の作成名義の下**にまとめられて一つの冊子となり受講生に配付されているものであるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めることができず、Xがその著作者というべきである。